

# SGEC 森林認証審査報告書

長崎県林業公社・長伐期施業林  
及び 素材生産・木材販売／認定事業体

平成19年12月

(社) 全国林業改良普及協会

# I. 長崎県林業公社・長伐期施業林の概要

1. 森林の所有者 : 社団法人 長崎県林業公社 理事長 渡辺敏則  
 (土地所有者) 平戸市、松浦市、江迎町、鹿町町、佐々町、佐世保市、東彼杵町、長崎市、西海市、時津町、長与町、五島市、新上五島町 の市・町有地  
 ※分収林措置法に基づき造林契約を締結した分収造林地
2. 森林の管理者 : 社団法人 長崎県林業公社 理事長 渡辺敏則
3. 認証の区域 : 長崎県平戸市 等 13団地 (総面積 1,863.73ha/位置図添付)
4. 森林の面積 : 1,863.73ha
5. 団地数 : 13団地 平戸市、松浦市、江迎町、鹿町町、佐々町、佐世保市、東彼杵町、長崎市、西海市、時津町、長与町、五島市、新上五島町
6. 齢級別森林資源の構成

【樹種・齢級別資源構成表】

H19年4月現在

齢級		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12以上	合計
針葉樹	スギ				6.80	1.99	4.12	0.84	36.24	107.41		1.16		158.56
					996	365	912	226	11,709	38,301		473		52,982
	ヒノキ		8.47	1.40	56.18	66.72	156.93	758.63	219.92	156.72	5.66	0.22		1430.85
			197	53	5,867	9,606	28,125	161,712	51,313	41,295	1,627	67		299,862
	マツ						0.81							0.81
						122								122
針葉樹小計		8.47	1.40	62.98	68.71	161.86	759.47	256.16	264.13	5.66	1.38		1590.22	
		197	53	6,863	9,971	29,037	161,938	63,022	79,596	1,627	540		352,844	
広葉樹	広葉樹(クヌギ)							0.95		0.33				1.28
								111		47				158
	広葉樹(カシ・シイ)		0.36		14.90	17.41	51.89	120.60	13.21	1.83				220.20
		4		607	863	2,832	7,582	871	133					12,892
広葉樹小計		0.36		14.90	17.41	51.89	121.55	13.21	2.16				221.48	
		4		607	863	2,832	7,693	871	180					13,050
計①		8.83	1.40	77.88	86.12	213.75	881.02	269.37	266.29	5.66	1.38		1,811.70	
		201	53	7,470	10,834	31,869	169,631	63,893	79,776	1,627	540		365,894	
除地等													52.03	
													-	
合計(①+②)		8.83	1.40	77.88	86.12	213.75	881.02	269.37	266.29	5.66	1.38		1,863.73	
		201	53	7,470	10,834	31,869	169,631	63,893	79,776	1,627	540		365,894	

上段：面積(ha) 下段：蓄積(m3)

※合計 1,863.73ha 内訳、水土保全林：1,787.89ha 保安林：1,030.00ha  
 ヒノキ林：1,430.85ha スギ林：158.56ha

## 7. 地域の概況

森林認証対象地域は、長崎北部地域森林計画区（うち平戸市、松浦市、佐々町、鹿町町、江迎町、佐世保市、東彼杵町の7市町）、長崎南部地域森林計画区（うち西海市、時津町、長与町、長崎市、4市町）及び五島壱岐地域森林計画区（うち新上五島町、五島市の2市町）の長崎県内3つの森林計画区に位置している。

### 【長崎北部森林計画区】

長崎北部地域森林計画区は、県本土の北部地域とその周辺に散在する197島嶼から成っている。

地形は東部の佐賀県境は標高700m級の山岳が連なり、山頂付近はやや急傾斜を呈し、山麓にかけて、緩やかな丘陵が起伏して複雑な地形を形成している。

海岸線は、変化に富みその景観の美しさは、西海国立公園や北松県立公園に指定されている。

気候は、年平均気温16.1度、年平均降水量は約2,000mmである。

この地域の土地総面積は101,608haでそのうち森林面積は53,482haであり全体の53%を占めている。

### 【長崎南部森林計画区】

長崎南部地域森林計画区は、長崎県の南西部に位置する長崎半島、西彼杵半島、県中央部及び南東部の島原半島から成っている。

地形は長崎半島及び西彼杵半島は、中央部に主脈山系があり、標高は500m前後である。県中央部の多良山系には標高1,000m級の山が佐賀県境に連なっている。

島原半島は中央部に県下最高峰の普賢岳(1,359m)をはじめ、高い山が見られる。

県中央部と島原半島に丘陵地帯が広がっているが、それ以外は急峻な地形が多い。

気候は、長崎、西彼杵半島地域は海洋性気候を呈し温暖多雨であり、年平均気温17.0度、年平均降水量は約2,100mmである。

県中央部、島原半島地域では、対馬海流の影響を受けて比較的温暖であり、年平均気温16.0度、年平均降水量は約2,000mmである。

この地域の土地総面積は159,427haでそのうち森林面積は77,879haであり全体の49%を占めている。

### 【五島壱岐森林計画区】

五島壱岐地域森林計画区は、五島列島及び壱岐島で構成されている離島地域である。

五島列島の山系は南北に縦走し、これに多くの肋骨状の主脈が発達しているが、地形は極めて複雑多岐で、いわゆる沈降隆起等による地質構造と相まって、谷が多く急峻で海岸に至るまで起伏している。

気候は、対馬暖流が五島列島に沿って北上しているため、気温は温暖で寒暖の差は少なく、降雪は希で無霜地帯が多い。年平均気温16.8度、年平均降水量は約2,400mmである。

この地域の土地総面積は77,190haでこのうち森林面積は49,188haであり、全体の64%を占めている。

## 8. 対象森林の沿革・概要

(社)長崎県林業公社は、零細な森林所有者に代わり、戦後荒廃した森林の復元と、経済復興期並びに高度経済成長期に対応するため、昭和 36 年に設立された公社である。この間、土地所有者と分収契約を結び、対馬を除く県内に約 6,200ha の人工林を造成してきている。

同公社有林は、分収林措置法に基づき造林契約を締結した分収造林地であり、「長伐期施業林」とは、「林業公社第 6 次経営計画」に基づき、通常 50～60 年の契約伐期を、土地所有者の同意を得た上で、長伐期施業（80 年）のための契約変更が完了している森林である。

今回認証申請された対象地は、上記契約変更完了地の内、土地所有者が地元市・町である公有地、13 団地 1,863.731ha としており、同公社有林 7,004ha の約 27% を占めている。

森林の構成は、スギ(9%)、ヒノキ(77%)、広葉樹(14%)と、人工林が主体で、これまでの造成過程で、地域の山林労働就労の場として大きな貢献をしてきている。近年は、植栽木が成熟期を迎え、間伐等による木材の供給の場として期待されている。

広葉樹（14%）は、人工造林当初より生立していた、カシ、シイ類等を山地崩壊防止、環境保全、水資源確保及び植栽木の保全のため、保護樹帯等として伐採せず管理してきたものである。

各市町内の詳細は以下であり、団地別の概要は下記のとおりである。

### 《長崎北部森林計画区》

#### 【平戸市内】

平戸市内の団地は安満岳(ヤスマダケ)団地、上床(ウツコ)団地、山中(ヤマカ)団地、獅子(シ)団地、有僧都岳(ウツダケ)団地、慈眼岳(ジゲンダケ)団地、木ヶ津(カヅ)団地、屏風岳(ヒョウバダケ)団地、吹上(フキゲ)団地、小崎(コサキ)団地からなり、契約面積 120.68ha。107.47ha が水土保持林に区分され、うち 66.25ha は保安林に指定されている。造林地は、8 齢級をピークとしたヒノキ林が 104.54ha、スギ林が 10.64ha となっている。地元施業担い手の機械化が進んでおり、今後、間伐による出材が期待されている。

団地区分	平戸市団地	安満岳	上床	山中	獅子	有僧都岳	慈眼岳	木ヶ津	屏風岳	吹上	小崎
契約面積	120.68	21.32	17.74	5.88	20.24	8.09	10.12	7.97	11.48	9.61	8.23
水土保持林	107.47	21.32	17.74	5.88	20.24	8.09	10.12	7.97	11.48	4.63	
資源循環林	13.21									4.98	8.23
共生林											
保安林	66.25	20.98	17.47		12.62		10.12		5.06		
ひのき	104.54	18.01	17.37	5.38	19.19	8.08	9.89	7.89	8.67	4.49	5.57
すぎ	10.64	2.97		0.50					1.24	3.84	2.09
平均齢級	8	9	6	7	7	7	7	6	9	9	9
搬出路	4,500	650	1,350		900			50	100	900	550

【松浦市内】

松浦市内の団地は志佐(シサ)団地、稗木場(ヒコバ)団地、柚木川内(ユノカチ)団地、星鹿(ホカ)団地、木場(カ)団地、栢ノ木(カヤノキ)団地からなり、契約面積 280.87ha。259.91ha が水土保持林に区分され、うち 127.92ha は保安林に指定されている。造林地は、9 齢級をピークとしたヒノキ林が 159.35ha、スギ林が 108.53ha で、路網の整備も進みつつあり、今後、間伐による出材が期待されている。

団地区分	松浦市団地	志佐	稗木場	柚木川内	星鹿	木場	坂野	栢ノ木			
契約面積	280.87	112.88	36.06	12.77	17.42	33.54	36.34	31.86			
水土保持林	259.91	92.99	36.06	12.77	17.42	33.54	35.27	31.86			
資源循環林	20.96	19.89					1.07				
共生林											
保安林	127.92	17.14	36.06	4.44	2.62	33.32	34.34				
ひのき	159.35	59.17	22.50	0.74	12.97	19.07	17.25	27.65			
すぎ	108.53	47.37	13.01	11.90	0.70	13.78	18.20	3.57			
平均齢級	9	9	9	9	8	9	9	8			
搬出路	14,750	7,800	1,150		500	1,850	1,550	1,900			

【佐々町内】

佐々町内の団地は市ノ瀬(イノセ)団地、大茂(オホシゲ)団地、志方(シカタ)団地、からなり、契約面積 112.21ha。112.21ha 全てが水土保持林に区分され、うち 98.66ha は保安林に指定されている。造林地は、8 齢級をピークとしたヒノキ林が 89.90ha、スギ林が 20.02ha となっており、路網の整備も進みつつあり、今後、間伐による出材が期待されている。

団地区分	佐々町団地	市ノ瀬	大茂	志方							
契約面積	112.21	46.15	43.65	22.41							
水土保持林	112.21	46.15	43.65	22.41							
資源循環林											
共生林											
保安林	98.66	43.95	32.30	22.41							
ひのき	89.90	40.26	30.84	18.80							
すぎ	20.02	3.99	12.46	3.57							
平均齢級	8	8	8	8							
搬出路	2,050	850	900	300							

**【鹿町町内】**

鹿町町内の団地は口ノ里(チノリ)団地からなり、契約面積 7.85ha。7.85ha 全てが水土保持林に区分されている。同公社発足当初に設けられた団地で、造林地は、9 齢級をピークとしたヒノキ林が 7.75ha となっており、間伐による出材が始まっている。

団地区分	鹿町町団地	口ノ里									
契約面積	7.85	7.85									
水土保持林	7.85	7.85									
資源循環林											
共生林											
保安林											
ひのき	7.75	7.75									
すぎ											
平均齢級	9	9									
搬出路	950	950									

**【江迎町内】**

江迎町内の団地は志戸氏(シタジ)団地、白岳(シラカ)団地からなり、契約面積 4.51ha。0.97ha が水土保持林に区分されている。造林地は、9 齢級をピークとしたヒノキ林が 2.40ha、スギ林が 1.77ha となっており、今後、間伐による出材が期待されている。

団地区分	江迎町団地	志戸氏	白岳								
契約面積	4.51	2.56	1.95								
水土保持林	0.97		0.97								
資源循環林	3.54	2.56	0.98								
共生林											
保安林											
ひのき	2.40	1.18	1.22								
すぎ	1.77	1.04	0.73								
平均齢級	9	9	9								
搬出路	500	500									

**【佐世保市内】**

佐世保市内の団地は楠泊(クスナリ)団地、牧ノ岳(マキノケ)団地からなり、契約面積 1.54ha。0.42ha が水土保全林に区分されている。造林地は、9 齢級をピークとしたヒノキ林が 1.21ha、スギ林が 0.01ha となっており、今後、間伐による出材が期待されている。

団地区分	佐世保市団地	楠泊	牧ノ岳								
契約面積	1.54	0.10	1.44								
水土保全林	0.42	0.10	0.32								
資源循環林	1.12		1.12								
共生林											
保安林											
ひのき	1.21	0.09	1.12								
すぎ	0.01	0.01									
平均齢級	9	8	9								
搬出路	200		200								

**【東彼杵町内】**

東彼杵町内の団地は菅無田(スガムタ)団地、小音琴(コネコト)団地からなり、契約面積 17.78ha。17.78ha 全てが水土保全林に区分され、うち 2.16ha は保安林に指定されている。造林地は、9 齢級をピークとしたヒノキ林が 11.62ha、スギ林が 5.07ha となっており、今後、間伐による出材が期待されている。

団地区分	東彼杵町団地	菅無田	小音琴								
契約面積	17.78	12.84	4.94								
水土保全林	17.78	12.84	4.94								
資源循環林											
共生林											
保安林	2.16		2.16								
ひのき	11.62	8.26	3.36								
すぎ	5.07	3.90	1.17								
平均齢級	9	9	9								
搬出路											

《長崎南部森林計画区》

【西海市内】

西海市内の団地は大島(オシマ)団地、中浦(ナカウラ)団地、七釜(ナツカマ)団地、瀬戸山(セトヤマ)団地、多以良(タイ)団地、奥浦(オウラ)団地、高帆(タカホ)団地からなり、契約面積 405.66ha。402.85ha が水土保全林に区分され、うち 305.92ha は保安林に指定されている。造林地は、6 齢級をピークとしたヒノキ林が 365.82ha、スギ林が 7.80ha となっており、成長が良好で路網の整備も進んでいるため、今後、間伐による出材が期待されている。

団地区分	西海市団地	大島	中浦	七釜	瀬戸山	多以良	奥浦	高帆			
契約面積	405.66	47.36	45.35	2.71	103.99	98.04	63.54	44.67			
水土保全林	402.85	47.36	45.35	2.71	103.99	98.04	63.54	41.86			
資源循環林											
共生林	2.81							2.81			
保安林	305.92	22.24	43.77	2.66	103.99	95.47	37.79				
ひのき	365.82	43.39	43.68	2.66	86.37	93.76	60.22	35.74			
すぎ	7.80				7.80						
平均齢級	6	7	8	5	4	7	5	7			
搬出路	18,650	1,250	2,400		6,200	3,150	4,650	1,000			

【時津町内】

時津町内の団地は時津(トキヅ)団地からなり、契約面積 27.10ha。27.10ha 全てが水土保全林に区分され、27.10ha 全てが土砂流出防備保安林に指定されている。造林地は、7 齢級をピークとしたヒノキ林が 19.85ha、スギ林が 0.54ha となっているが、急斜面の中腹にあるため、今後の収穫に課題が残る。

団地区分	時津町団地	左底									
契約面積	27.10	27.10									
水土保全林	27.10	27.10									
資源循環林											
共生林											
保安林	27.10	27.10									
ひのき	19.85	19.85									
すぎ	0.54	0.54									
平均齢級	7	7									
搬出路	450	450									

### 【長与町内】

長与町内の団地は平木場(ヒラコバ)団地からなり、契約面積 12.02ha。12.02 全てが水土保全林に区分されている。造林地は、7 齢級をピークとしたヒノキ林が 11.26ha となっているが、急斜面の中腹にあるため、今後の収穫に課題が残る。

団地区分	長与町団地	平木場									
契約面積	12.02	12.02									
水土保全林	12.02	12.02									
資源循環林											
共生林											
保安林											
ひのき	11.26	11.26									
すぎ											
平均齢級	7	7									
搬出路											

### 【長崎市内】

長崎市内の団地は黒崎(カサキ)団地、江川(カガリ)団地、形上(カガミ)団地、藤田尾(トウダオ)団地、千々(チヂ)団地、からなり、契約面積 203.74ha。203.74ha が水土保全林に区分され、うち 93.34ha は保安林に指定されている。造林地は、7 齢級をピークとしたヒノキ林が 187.23ha、スギ林が 0.32ha。江川団地など、路網が整備され、間伐による出材が期待されているが、市南部の千々、藤田尾団地などでは、シカによる剥皮被害がでてきている。

団地区分	長崎市団地	黒崎	江川	形上	藤田尾	千々					
契約面積	203.74	12.79	120.69	10.00	19.13	41.13					
水土保全林	203.74	12.79	120.69	10.00	19.13	41.13					
資源循環林											
共生林											
保安林	93.34	2.07	89.39	1.88							
ひのき	187.23	12.49	115.11	9.43	19.05	31.15					
すぎ	0.32					0.32					
平均齢級	7	7	7	7	7	7					
搬出路	6,700	450	4,700			1,550					

《五島壱岐森林計画区内》

【新上五島町内】

新上五島町内の団地は有川(アリカ)団地、江ノ浜(エノハマ)団地、太田(オホタ)団地、阿瀬津(アセツ)団地、高崎(カサキ)団地、宿ノ浦(シュクノウラ)団地、榎津(エノヅ)団地、似首(ニクビ)団地からなり、契約面積 577.87ha。570.01ha が水土保持林に区分され、うち 284.57ha は保安林に指定されている。造林地は、7 齢級をピークとしたヒノキ林が 407.54ha、スギ林が 0.06ha となっており、離島地区では比較的成長がよく、今後、間伐による出材が期待されている。

団地区分	新上五島団地	有川	江ノ浜	太田	阿瀬津	高崎	宿ノ浦	榎津	似首		
契約面積	577.87	160.16	99.49	89.64	62.29	72.74	37.91	36.65	18.99		
水土保持林	570.01	160.16	99.49	89.64	62.29	64.88	37.91	36.65	18.99		
資源循環林	7.86					7.86					
共生林											
保安林	284.57	100.65	41.11		18.06	72.74	15.36	36.65			
ひのき	407.54	109.60	63.41	64.56	40.70	57.03	31.61	35.35	5.28		
すぎ	0.06							0.06			
平均齢級	7	6	7	7	6	7	7	7	8		
搬出路	13,600	3,050	3,050	2,600	1,050	850	300	1,900	800		

【五島市内】

五島市内の団地は小田(オダ)団地、江神(エガミ)団地、椿原(ツバキハラ)団地、三本松(サンボンマツ)団地、楽子尻(ラッコジリ)団地、青木浦(アキウラ)団地からなり、契約面積 91.90ha。61.56ha が水土保持林に区分され、うち 24.08ha は保安林に指定されている。造林地は、7 齢級をピークとしたヒノキ林が 62.38ha、スギ林が 3.80ha となっているが、海岸沿いの急斜面の団地が多く、路網が未整備で、今後の収穫に課題が残る。

団地区分	五島市団地	小田	江神	椿原	三本松	楽子尻	青木浦				
契約面積	91.90	11.58	12.50	10.86	7.56	16.08	33.32				
水土保持林	65.56	11.58	12.50	10.86	7.56	16.08	6.98				
資源循環林	26.34						26.34				
共生林											
保安林	24.08	11.58	12.50								
ひのき	62.38	2.28	7.05	5.06	6.10	13.21	28.68				
すぎ	3.80	1.16	0.80	1.84							
平均齢級	7	6	7	7	6	7	7				
搬出路	750			500		250					

9. 作業道

路線数：39 路線 総延長：63,100 m 路線密度：34 m/ha

10. 施業履歴（過去5年間）

新植作業は平成13年度より中止し、森林資源の成熟化により、下刈等が減少し、保育間伐が増加傾向にある。

森林整備実績 <今回の申請地を含む林業公社全団地の実績> (単位：ha・m)

事業種名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
下刈	130	105	84	53	34	406
除伐	18	23	1	3	2	47
枝打	32	60	56	42	0	190
保育間伐	587	371	283	271	287	1,799
作業道(m)	0	0	610	300	420	2,539

素材生産量 <今回の申請地を含む林業公社全団地の実績> (単位 m3)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
素材生産量	1,569	2,359	2,389	1,140	1,635	9,092

11. 森林被害の記録（過去5年間）と概況

主な森林被害は、台風による風害であるが、近年、五島市団地及び長崎市団地においては、シカが増加しており、造林木の剥皮被害は年々増加傾向にある。対策として、経営林においては、防護策の設置や造林木への枝条巻き付け等の予防策を実施している。

災害発生日	被害の種類	団地名	被害面積 (ha)	備考
H16年9月7日	風害、潮害	新上五島町有川団地	0.70ha	台風被害

【台風被害への対応】

台風による風害・海水の巻き上げによる潮害（塩害）が主な災害要因であるが、対策としては、間伐を中心とした健全な森林づくりを行うとともに、甚大な被害を被った造林地には復旧等により対応している。

【森林火災】

近年、申請地において森林火災は発生していない。

今回対象地外の平戸市木引団地個人有地において、平成13年3月に1.02haの林野火災が発生している。罹災地の0.7haについては同年度内に改植し、残地は保護樹帯としている。

森林作業による火災を起こさせないためには、事業者に対して「森林作業による山火事の防止について」を遵守するよう指導している。また、林業公社で平成13年度に500枚作製した、「火の用心」の看板を各造林地林縁に設置している。

○森林国営保険への加入は、分収造林は5年を1期として、10年間加入している。

## 12. 経営方針

長崎県林業公社第6次経営計画書で定められている管理運営方針及び経営改善策の要約は次のとおりである。なお、今回の審査対象の森林は、Ⅱ-1-①非皆伐長伐期施業と強度な間伐の採用施業の対象地である。

(要約)

### I. 管理運営方針

「経営改善計画の抜本の見直しによる持続的経営」の方針の下、第6次経営計画に基づき、森林の公益的機能の確保と経営の安定化に向けた取組を実施し、県土の保全と地域の振興に寄与する。

### Ⅱ. 経営改善策

#### 1. 伐期、伐採手法の見直し（長伐期化の採用）

長伐期の必要性和取組み

- ・現在の木材価格は、ピーク時の昭和54年当時と比べ約1/3程度にまで長期的に、低迷、下落するという当初想定できなかった状況にあり、土地所有者の森林整備意欲の低下による再生林の放棄及びそれに起因する森林の裸地化が危惧される。

一方、当社は、木材価格低迷下で152億円の負債を抱えている財務状況や今後取り組む経営改善の必要性から考え、多額の投資（全管理面積再生林費用252億円、自己資金91億円）を要する再生林を行うことは困難な状況にある。特に、将来のリスクを負う分収方式はなおのことである。

- ・このような状況に対応するため、森林整備法人としての公的役割を踏まえ、次のような、長期にわたり森林機能を維持する取組みを進める。

#### ①非皆伐長伐期施業と強度な間伐の採用

基本的には、土地所有者の意向及び関係者の理解を得て、契約期間を80年程度に延ばし、一斉に伐採する手法に代え、強度の間伐を繰り返すなど、伐採を分散長期化することによって、天然更新を図る手法により、森林機能の維持と木材生産の調和を図る。

間伐手法は、コスト削減を考慮し、列状間伐を基本とし、その林齢、間伐率は森林の状況等に合わせて適宜選択する。

#### ②皆伐を行う場合

皆伐による伐採は、土地所有者の理解を得て、土地所有者が再生林を行うか、契約期間終了時の主伐時において、すでに下層植生の十分な発生により、伐採後も裸地化状態とはならず、更新が確実に進む場合とする。

なお、再生林への取組みが進みやすいよう、契約期間延長並びに長伐期化を図り、一回あたり伐採量の縮小及び伐期の分散化を検討する。

#### ③立木分収

土地所有者が持ち分を森林として残したい意向があれば、収益分収ではなく立木分収により森林機能の維持を図る。

#### ④林業公社分収権の買取りによる土地所有者管理

森林を残すために、土地所有者等から公社分収権買取りの意向があれば、公社持ち分を売却し森林機能の維持を図る。

特に、市町公有林においては、分収権買取り費用に対して、国の地方財政措置が講じられているため、その活用の検討を促す。

#### ⑤伐期の多様性

平成16年度に実施した土地所有者の意向調査結果をもとに、短伐期（45～50年生15%）中伐期（60年生15%）長伐期（80年生70%）を想定する。具体的な箇所付けは、今後土地所有者の意向を精査し決定する。

### 2. 生産コストの縮減

- ①長崎県内素材生産者の育成と県外業者の参入
- ②高性能素材生産設備の導入
- ③業務併合契約
- ④収穫調査の簡略化
- ⑤林内作業路の整備

### 3. 保育事業経費の縮減

全造林地画一的な施業でなく、費用対効果及び経済林育成に最低必要な手入りを明確にして保育管理を実施する。

### 4. 木材販売対策

立木販売と素材生産販売を適宜選択し、販路の拡大を図り収益性を高める。

- 5. 公庫資金の低利借換
- 6. 分収割合の引き下げ
- 7. 管理費の見直し

## 13. 環境方針

長崎県林業公社は、林業公社有林において、長崎県環境基本計画「海・山・人、未来につながる環境にやさしい長崎県」並びに「林業公社経営改善対策提言書」（伐採時期を迎えた林業公社の役割）に基づき、「林業公社有林の環境方針」を定め、自然環境保全、生活環境の維持・改善及び、地球環境の保全に積極的に取り組み、持続可能な資源環境型社会の形成に貢献するとしている。

そのため、下記事項を念頭に置いて、SGECの基準・指標に適合した生物多様性の保全に配慮した施業を行い、一斉に伐採する手法に代え、強度の間伐を繰り返し行うなど、伐採を分散長期化することによって、森林機能の維持と木材生産の調和を図った持続可能な森林経営をめざすとしている。

「公社有林の環境方針」の要約は次のとおり。

### （1）地球環境の保全

適切な森林施業の実施による二酸化炭素吸収量の増加を図るとともに、木材の安定供給による需要拡大及び、木質資源の有効活用に努め、二酸化炭素固定の長期化を図り、地球温暖化防止に貢献する。

## (2) 自然環境の保全

- ①短・中伐期施業から伐期80年の長伐期施業とし、一斉に伐採する手法に代え、間伐、択伐手法を採り入れた伐採の分散長期化を図ることによって、自然植生の回復を図る。
- ②人工林においても、間伐など適切な施業によって、林内環境を整備し、下層植生の維持に努める。
- ③適切な森林管理及び木材の効率的な生産に必要な路網の整備に努め、路網の開設にあたっては、木材などの生物系資材を使用するなど、環境影響の最も少ない方法を選択する。
- ④森林での作業にあたっては、使用する燃料・オイル、薬剤などの化学物質が林内や河川などに流失しないよう細心の注意を払うとともに、化石燃料の削減に努める。
- ⑤林業公社有林に生息・生育する様々な動植物の生息・生育地の保全を図るため、自然度の高い天然林の保護保全に努めるとともに、希少な野生動植物については、長崎県稀少野生動植物の保護に関する基本方針にもとづき、適切な保護・管理を行う。
- ⑥県民の積極的な自然保護活動及び環境保全活動を支援するため、活動の場を提供するとともに、森林・林業に関する知識の普及に努める。

## (3) 生活環境の保全

- ①森林の公益的価値の重要性を認識し、適正な森林管理により、水資源、緑資源その他県土の保全に努める。
- ②山地荒廃の恐れのある森林の適切な森林管理に努めるとともに、水源地の上流や急傾斜地にある森林については、公益保全の森として保安林に指定し、適切に管理整備していく。
- ③身近な自然とのふれあいの場として県民に憩いの場を提供するとともに、山火事防止やゴミの持ち帰りなど、森林でのマナーの啓発に努める。

## (4) 環境関連法令等の遵守

長崎県環境基本計画及び林業公社経営改善対策提言書（伐採時期を迎えた林業公社の役割）等環境に関する方針に基づき、環境・森林関係法令を遵守し、自然環境の保全及び環境汚染の予防に努める。

## (5) モニタリングと情報の公開

- ①森林の資源構成や健全度、生物多様性の状況を的確に把握するため、効率的なモニタリングの実施に努める。
- ②林業公社有林の管理経営に関する情報は、ホームページ等において積極的に公開し、環境に配慮した木材を積極的に購入しようとする消費者に信頼される木材を供給する。

#### 14. 施業基準の概要

森林への県民の期待は、木材等林産物の供給をはじめ、水源涵養、県土の保全、地球温暖化の防止、野生動植物の生育の場、保健休養や環境教育の場の提供等多様化、高度化している。林業公社有林ではこれら森林の多面的機能の発揮を図るため、林業公社有林の属地する市町の森林整備計画に基づき、その地域の森林資源の状況、自然的・経済的条件、地域の特性やニーズ等を総合的に考慮しながら、森林を重視すべき機能に応じた水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の3区分に行い、それぞれに適した施業を行うものとしている。

各団地の施業基準はそれぞれの属する市町森林整備計画書のとおりであり、基本的な施業基準は次のとおり。

##### ①水土保全林

この森林は、山地災害の防止、水源涵養等公益的機能を重視し、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散等に配慮し、下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立木蓄積を維持し、根系の発達を確保するものとする。

また、立地条件に応じて複層林化や広葉樹の導入による針広混交林化を積極的に推進するものとする。

##### ②森林と人との共生林

この森林は、生活環境保全機能又は保健文化機能の高度発揮を図るための施業方法について森林の構成を維持し樹種の多様性の増進を考慮し、自然環境の保全や景観の維持向上等それぞれの森林に対する要請に応じた適切な施業を推進することとする。

##### ③資源の循環利用林

この森林は、人工林施業を積極的に展開し、木材生産を主目的とした質と量に優れた収益性の高い森林への誘導を図るものとする。

#### 15. 地域との連携

林業公社有林に土地を提供している市町が所有・管理している市町有林と一体となって、持続可能な森林経営に向けた取り組みを行っていくこととしている。

また、今回審査の対象としていない個人有林施業地（個人有林）に対しても、所有者の同意を得ながら契約期間延長を進め、林業公社・長伐期施業林（公有林）と一体となった、森林施業を推進していくこととしている。

#### 16. 森林環境教育

森林の持つ多様な機能の見直しや自由時間の増加、余暇に対する意識の変化等、県民のレクリエーションに対する需要が増大するなど、緑に対する関心の高まりから、自然探勝、自然観察、野外スポーツなどの場として森林活用が増えている。

このような状況の下で、平成17年度まで「長崎県民の森」の管理・運営を受託し自然観察教室、森林体験教室及び木工体験教室を開催した。

また、公社の受託事業として、これまで県民植樹祭の開催や森林体験施設の設計・監理を行っており、その実施にあたっては、協賛等を通じて長崎県の森林環境教育の推進に寄与してきている。

#### 17. 巡視及びモニタリング

林業公社有林における巡視及びモニタリングは、林業公社有林巡視要領に基づいて、現場担当者が各団地の巡視を行い、森林災害の被害状況及び、森林の現状等を報告する体制をとっている。

## 確認資料一覧

番号	資 料	備 考
1	長崎県林業公社定款	
2	長崎県林業公社業務方法書	
3	分収造林契約書	
4	分収育林契約書	
5	森林施業計画認定書（写し）・・・・・・・・各団地別	
6	森林施業計画（平成14年～19年）・・・・・・・・各団地別（伐採及び造林計画）	
7	長崎県林業公社森林簿	
8	造林事業管理簿（施業履歴）	
9	長崎県林業公社第6次経営計画	
10	長崎県林業公社有林位置図（全体に申込団地明示）	
11	団地別林相現況図（1/5000）	
12	市町森林整備計画（長崎市、有川町、平戸市、松浦市 他）	
13	地域森林計画計画書（長崎北部・長崎南部・五島・壱岐森林計画区）	
14	収穫調査要綱	
15	公社林産物販売要領	
16	長崎県木材業者及び製材業者登録条例	
17	長崎県環境基本計画（概要版）	
18	林業公社有林の環境方針	
19	林業公社有林森林火災予防・消防マニュアル	
20	林業公社有林巡視要領（案）	
21	モニタリング調査実施要領（案）	
22	林業公社有林「生物多様性の保全」を考慮した施業指針（案）	
23	林業公社有林伐採・搬出作業マニュアル（案）	
24	林業公社薬剤管理マニュアル（案）	
25	林業公社有林作業現場における油類の取扱いマニュアル（案）	
26	林業公社有林におけるレッドリスク種保護に関するマニュアル（案）	
27	林業公社有林不法投棄等対応マニュアル（案）	
28	林業公社有林安全作業マニュアル（案）	
29	林業公社有林安全衛生及び健康管理マニュアル（案）	
30	林業公社有林災害緊急連絡体制及び対応マニュアル（案）	
31	林業公社経営計画検討委員会設置要領	
32	林業公社経営会議設置要領	
33	林業公社だより	
34	森林整備法人のしおり	
35	林業公社経営改善対策提言書	

36	第6次経営計画書及び造林変更契約の成立過程	
37	択伐作業仕様書（案）	
38	長崎県天然更新完了基準（長崎県）	
39	長崎県広葉樹林化促進対策事業補助金実施要領（長崎県）	
40	森林資源構成表	
41	鹿被害調査報告書	
42	平成18年度 大瀬戸町（西海市）多以良団地 間伐木林産販売報告書	
43	平成16年度 吉井町（佐世保市）牧ノ岳団地 主伐木販売報告書	
44	平成16年度 田平町（平戸市）吹上団地 主伐木販売報告書	
45	吉井町伐採跡地調査データ（立石免、牧ノ岳団地）	
46	森林施業受託者一覧 森林整備合理化計画書（施業受託者選定事由）	
47	「レッドリスト」（長崎県）	
48	長崎県の自然保護マップ（長崎県：1/200000）	
49	「長崎県の文化財」公開マップ（長崎県）	
50	平戸市森林組合「安全衛生委員会設置規約」	
51	長崎南部森林組合「全作業員安全衛生会議資料」	
52	長崎南部森林組合「林産事業標準工程」	
53	長崎南部森林組合「利用間伐作業マニュアル」	
《分別・表示に関する確認資料》		
54	対馬・長崎県林業公社「認証林産物の分別・表示管理方針書」	
55	「林業公社材等」（県産材）証明制度要綱	
56	「林業公社材」（県産材）証明制度の手引き	
57	“木づかいネットワーク”要綱	
58	ながさ木の家（「ながさ木の家」づくり連絡協議会）	

## II. 審査経過

### 1. 長崎県林業公社長伐期施業林の審査経過

審査は、(社)全国林業改良普及協会の児島裕、野田昭一、山下友一の3名が担当した。

#### 【審査申込】

平成19年7月23日／審査申込

(内 容)

1. 『緑の循環認証会議』SGEC 森林認証の考え方
2. 基準・指標・ガイドラインの説明
3. 審査手順及び毎年の管理審査の説明
4. 審査申込書の受付
5. 確認資料の説明

#### 【企画審査】

平成19年8月22～24日／「企画審査」での現地確認

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会 認証審査センター 児島 裕  
認証審査センター 山下友一

(場 所)

(社)長崎県林業公社

(社)長崎県林業公社有林 (長崎市・西海市・時津町・長与町団地)

(立ち会い者)

(社)長崎県林業公社	専務理事	後藤充明
	業務課長	尾崎原喜
	業務課課長代理	林 典純
	業務課 主査	狩野 渉

(聞き取り対象者)

長崎県農林部林務課森林整備班 主事	扇 伸秀
林務課普及班課長補佐	田島幸一
長崎南部森林組合西海支所支所長	田添正隆
長崎県環境部自然環境課自然共生班	千々布義朗
ながさき県民の森管理事務所所長	森 渉

(内 容)

審査申込書及び提出資料を確認の上、対象森林の自然条件、地域的特性、施業状況、社会環境を把握するため、抽出した現地で下記内容の企画審査を行った。

1. 「企画審査」のための現地確認。
2. 公社有林の管理状況の把握。
3. 森林の概況・林業・林産業の状況について聞き取り及び関連資料の確認。
4. 地域森林計画及び市町村森林整備計画における指定施業要件等の確認。
5. 森林簿・及び森林計画図の現地照合。
6. 地域での労働安全対策と実施状況について森林組合関係者から聞き取り
7. 委託等作業者の社会保障等への加入状況、労働安全教育の実施状況について
8. 林地の保全や環境配慮事項についての受託業者への指導状況について
9. 国定公園、県指定の環境保全地域、自然環境・文化財等について。
10. 管内の希少野生動植物の生息状況についての聞き取り
11. 希少野生動植物の保護地等・保護状況について
12. 地域における森林環境教育・レクリエーション活動について

#### 平成 19 年 9 月 18 日／審査要件の設定

(内 容)

「企画審査」での現地確認の結果等により、SGECの基準・指標・ガイドラインに基づいた別紙「全林協審査判定表」の68項目を「審査要件」として決定し、申請者に「審査要件」を伝えた。

#### 【確認審査】

平成 19 年 11 月 4 日～9 日／「確認審査」での現地確認

(場 所)

(社)長崎県林業公社県北事務所

(社)長崎県林業公社有林

(五島市・新五島市・平戸市・松浦市・江迎町・鹿町町・佐々町・佐世保市・東彼杵町 団地)

(審査委員)

元東京農業大学教授・農学博士

河原輝彦

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会 認証審査センター

児島 裕

(立ち会い者)

(社)長崎県林業公社 専務理事

後藤充明

業務課長	尾崎原喜
業務課課長代理	林 典純
業務課 主査	狩野 渉
県北事務所所長	柴田康徳
県北事務所技師	山口 聡

(聞き取り対象者)

長崎県 五島普及指導区担当林業普及指導員	濱 日出紀
新五島町役場農林課 課長	鉄川八助
長崎県県北振興局林業部 林業普及指導員	岩崎充則
平戸市農林課 林務班長	山下 実
平戸市森林組合 総務課長	宮田素晴
村川林業 代表	村川 勝
(株)伊万里木材市場 山林素材部長	山口英樹

(内 容)

「確認審査」での現地調査、及び分収契約者等、利害関係者への面談を行い下記事項の確認を行った。

1. 林業公社有林の管理状況の把握。
2. 長伐期天然更新施業実施に向けての皆伐・天然更新試験地における植生の回復状況。
3. 強度間伐実施地における高木性樹種の更新状況について。
4. 対象森林に関する確認資料の内容について、質疑応答及び関連資料の確認。
5. 林業公社第6次経営計画に基づく公社造林変更契約(長伐期施業への移行等)について、土地所有者である市町担当者へ聞き取り。
6. 分収林の長伐期変更契約期間満了後(80年契約)の対象森林の取扱について、土地所有者である市町担当者へ聞き取り。
7. 林業公社の地域に対する貢献について
8. SGEC 森林認証の取得についての林業公社の取組について。
9. 対象地域の自然環境及び希少野生動植物の状況について
10. 地域での労働安全対策と実施状況について森林組合関係者から聞き取り
11. 委託等作業者の社会保障等への加入状況、労働安全対策について
12. 林地の保全や環境配慮事項についての受託業者への指導状況について
13. 委託間伐山土場での間伐材の分別・表示の仕組み確認
14. 搬出→市場における公社材の分別・表示の状況確認
15. 木材価格の動向と林業公社有林生産材の市場での評価について

## 【審査判定】

平成 19 年 12 月 17 日／審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原輝彦
木構造振興（株）専務取締役・農学博士	西村勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋俊幸
(社)林木育種協会理事長	真柴孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺政一
(社)全国林業改良普及協会	児島 裕
(社)全国林業改良普及協会	野田昭一
(社)全国林業改良普及協会	山下友一

(内容)

「審査要件」及び「確認審査」内容に基づいた審査結果を審査委員会に諮り、審査決定を行った。

提示資料及び現地確認審査による審査判定表の内容から、長崎県林業公社長伐期施業林は SGEC 森林認証に値する森林であるものと認められた。

また、素材生産・木材販売における分別・表示事業体として、需要者に適正に供給できる分別・表示管理体制を確立しており、認定事業体基準事項に基づき、認定に値する事業体であるものと認められた。

(判定内容については、判定事由書参照)

### Ⅲ. 判定事由書

#### 長崎県林業公社長伐期施業林の審査における判定事由

##### 【森林認証審査判定】

「企画審査」により、SGECの定める基準・指標・ガイドラインに準拠した全林協審査判定表「長崎県林業公社長伐期施業林」のとおり、68項目を「審査要件」として決定した。

「審査要件」に基づき「確認審査」を行い、審査判定について審査委員会に諮ったところ、長崎県林業公社長伐期施業林は、認証に価すると判定された。

なお、審査委員会により、下記5項目について、「向上目標」が付記された。

##### 【向上目標】

1. 「モニタリング調査実施要領」によるモニタリングを継続的に実施することにより認証対象森林に生息・生育する動植物の把握及び記録に努めること。  
(基準2-2)
2. 請負者や買受者に対する仕様書や約款により、「伐採・搬出作業マニュアル」の徹底を図るとともに、これら地域林業関係者と協力の下、地域の実態に適合した環境負荷の少ない伐採・搬出技術の実証を、より一層追求することが望まれる。  
(基準3-3)
3. モニタリングの励行により、団地ごとの経済的、社会的、生態的な特性を十分に把握し、長伐期施業に求められるよりきめ細かな林分管理計画の策定に努めることが望まれる。  
(基準4-1)
4. 広葉樹林化に向けて、的確な更新を図るためには、「長伐期施業基準」及び「天然更新完了基準」等の技術的検証が不可欠であり、可能な限り多くの更新試験地を設け、事例の収集と研究機関の協力も求め、森林の状況に応じた更新手法を確立していくことが求められる。  
(基準4-3)
5. 認証対象森林に生息・生育する動植物の把握及び生物多様性の保全に関する知識の習得に努めるとともに、教育指導を徹底し、従業者、受託者等と知識の共有に努めること。  
(基準5-3)

##### 【認定事業体審査判定】

素材生産・木材販売における分別・表示事業体として、需要者に適正に供給できる分別・表示管理体制・方針を確立しており、認定事業体基準事項に基づき、認定に値する事業体であるものと判定した。

## **基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定**

### **1-1. 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確である。**

#### **1-1-1 / 妥当である**

森林認証の対象森林(以下：対象森林)は、長崎県林業公社（以下：同公社）が、分収林措置法に基づき、県内(対馬を除く 13 市町)市町と造林契約を締結した分収造林地、13 団地、1,863.73ha である。公社造林契約書及び同変更契約書、公社造林契約地実測図、森林簿、森林計画図を基に、林分を現地で確認した。

### **1-2. 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林の区別（人工林、天然林別）、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されている。**

#### **1-2-1 / 妥当である**

「長崎県林業公社森林簿」を常備しており、これらは、5年おきの調査で更新されている。

### **1-3. 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭である。**

#### **1-3-1 / 妥当である**

「団地別林相現況図」(1/5,000)を常備しており、境界の管理等には、GPS なども活用し、現状の正確な把握に努めている。

なお、境界には、境界杭が設置されており、対象森林の位置は、現地及び図面上で明確であることを確認した。

### **1-4. 森林計画制度の森林施業計画あるいはそれに準じた管理計画が樹立されている。管理計画の中で、森林所有者等が自らの意志で、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されている。**

#### **1-4-1 / 妥当である**

各団地の森林施業計画は、それぞれの属する市町長の認定を受けており、認定書の写し及び長期の方針を確認した。

同公社は「長崎県林業公社第6次経営計画(H17~76)」による「非皆伐長伐期施業(80年)と強度間伐の採用」による混交林化の取り組みを、19年度を始期とする森林施業計画の計画期から実施しており、今回認証の対象となる団地は、昨年度までに土地所有者の同意を得て期間延長の契約変更が完了した森林である。

土地所有者より、契約変更の同意内容を確認した。

#### **1-4-2 / 妥当である**

対象森林は「地域森林計画」及び「市町森林整備計画」に基づいた森林施業計画により、水源かん養

機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」、木材等の生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分され、各々「目指すべき林相」と施業の考え方が明示されている。

#### **1-4-3/妥当である**

同公社では「長崎県環境基本計画」並びに「林業公社経営改善対策提言書」に基づく「林業公社有林の環境方針」を示しており、「SGECの基準・指標に適合した生物多様性の保全に配慮した施業を行い、森林機能の維持と木材生産の調和を図った持続可能な森林経営を目指す」ことを明示している。

### **1-5. 森林管理計画に即した森林管理を実行しうる管理体制と経営が行われている。**

#### **1-5-1/妥当である**

長崎県林業公社は、長崎県、市町、森林組合が出資する公益法人で、造林・育林等の林業技術や林業経営力の乏しい山林所有者に代わり、植林から収穫までの一切の施業を行い、収穫時に収益を分ける分収契約に基づき、森林を管理する組織である。

公社有林の管理経営には、22名の職員があたっており、現場施業(素材生産を除く)は、森林整備合理化計画書に基づき、同公社の管理の下で、地元市町の森林組合に委託して実行している。

素材生産及び立木販売については、技術指導者を配置し、直接的に素材生産実施者を監理できる体制をとっている。

#### **1-5-2/妥当である**

同公社は「林業公社経営改善対策提言書」に基づく「長崎県林業公社第6次経営計画」を示しており、長伐期化、コスト削減等を柱とする「(旧)経営改善計画の抜本的見直しによる持続的経営」に取り組んでいる。

## **基準2 生物多様性の保全**

### **2-1. 生物多様性保全のための計画は、ランドスケープレベルの管理方針が定められているとともに、主要な森林タイプについて林分レベルの管理方針が定められている。**

#### **2-1-1/妥当である**

対象森林は、長崎北部森林計画区及び長崎南部森林計画区、五島壱岐森林計画区に位置しており、地域森林計画及び、森林整備計画に基づく、林業公社の環境方針において、人工林、保護樹帯、自然度の高い天然林それぞれに生物多様性に配慮した森林整備の推進方向が定められている。

なお、公社有林の施業実施に関しては「林業公社有林「生物多様性の保全」を考慮した施業指針」(以下/施業指針)を定めている。

#### **2-1-2/適用除外**

分収林である対象地には、原生林及びそれに近い森林はない。

## 2-2. 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林、天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など）が地図上で明らかにされ、それらの管理方針が定められている。

### 2-2-1/妥当である（向上目標付記）

対象林内には、ため池が各所に見られ、渡り鳥等の休憩場所になっており、それらは、水系などとともに団地別林相現況図に明示されている。

希少動植物種については、長崎県レッドデータブック及び自然保護マップを参考に把握に努めており、「林業公社有林におけるレッドリスト種保護に関するマニュアル」による保護に努めることとしている。

### 2-2-2/妥当である

対象森林は低山性の山稜地域であるため、大きな溪流、水辺林はないが、施業指針において、「多様な生物の生息・生育地及び移動経路となるなど生物多様性に重要な尾根筋の広葉樹、沢筋の広葉樹は保護樹帯として整備保全を図る」こととしており妥当である。

## 2-3. 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧に属する種及びその生息地の保護が図られていること。

### 2-3-1/妥当である

「長崎県版レッドデータブック」を常備しており、県自然保護課のホームページから「ながさきの希少な野生動植物」が検索できる体制をとっている。

また、「モニタリング調査実施要領」を定め、巡視時及び作業完了時に、モニタリング調査を継続的に実施し、「林内に生息・生育する動植物の把握及び記録に努める」こととしている。

もし、貴重な動植物が生息・生育することが確認された場合は、県自然保護課と連絡をとりながら適切な保護対策をとることとしている。

### 2-3-2/妥当である

対象森林内で希少野生動植物等の生息は確認されていないが、同公社施業指針により、「希少動植物の営巣場所などとなっている立木及び枯れ木、空洞木、倒木については極力保存に努める」こととしている。

## 2-4. 下層植生を含め自然植生の保護に努めること。

### 2-4-1/妥当である

同公社第6次経営計画(以下:「経営計画」)の中心となるのは「非皆伐長伐期施業(80年)と強度間伐」によって、自然植生の回復・混交林化を図ろうとするものである。

現状においても除・間伐が適切に行われており、林縁植生及び下層植生は良好である。

希少動植物については、情報収集にあたっており、確認された場合は、「レッドリスト種保護に関するマニュアル」により保護対策を講ずることとしている。

#### **2-4-2/妥当である**

対象森林は、原則的に動植物の採取を禁止している。狩猟については、鳥獣保護法等に従って管理されている。

#### **2-4-3/妥当である**

造林樹種は、長崎県推奨の苗木を選定しており、対象森林への外国産等の樹種の導入は無い。

#### **2-4-4/妥当である**

作業道の作設に際して「切盛土量を少なくする線形」を選び、土留や、管理歩道などに、間伐小径木が積極的に利用されていることは、小動物の生育・繁殖に対する配慮としても優れている。

なお、施業指針において、「可能な限り木材等の生物系資材を利用し、環境への配慮に努める」こととしている。

### **基準3 土壌及び水資源の保全と維持**

#### **3-1. 土壌及び水資源の保全に与える影響を事前に把握し、森林管理計画や実施過程における悪影響を最小化する。**

##### **3-1-1/妥当である**

同公社「経営方針」の「非皆伐長伐期施業と強度な間伐の採用」は、針広混交林化を図ることにより、林業活動における環境負荷を低減することもさることながら、長引く材価の低迷で「土地所有者の森林整備意欲の低下による再生林の放棄及びそれに起因する森林の裸地化」への危惧がされていることも一因であり、悪影響を最小化するための対応として評価できる。

##### **3-1-2/妥当である**

地域森林計画及び市町村森林整備計画によって、土壌・水系の保全のために配慮が必要な場所は「水土保全林」として区分され、施業の基本的方法とともに計画図に明示されている。

さらに特別な配慮が求められる地区については、「水源かん養保安林」「土砂流出防備保安林」に指定され、指定施業要件が厳格に設けられている。

#### **3-2. 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けている。**

##### **3-2-1/妥当である**

対象森林の広葉樹（14%）は、人工造林当初より生立していたカシ、シイ類等を山地崩壊防止、環境保全、水資源確保及び植栽木の保全のため、保護樹帯等として伐採せず管理してきたものであり、計画図にも明示されている。

### 3-2-2/妥当である

上記の通り

### 3-3. 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流出防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されている。

#### 3-3-1/妥当である

山地災害の防止、水源かん養機能等の機能を重視する森林は、地域森林計画及び市町村森林計画において「水土保全林」とされ、同公社「経営計画」及び「施業指針」は上記の基準・指標に適合している。

なお、保安林等制限林の指定施業要件は遵守されていることを確認した。

#### 3-3-2/妥当である（向上目標付記）

同公社「経営計画」によって、環境に配慮した長伐期施業をとっており、収穫は、原則間伐(択伐)である。

集運材方法は、各地の担い手の装備によるが、作業路網を活用した列状間伐を今後の中心的な収穫方法として進めている。

作業委託の際は、「公社有林伐採・搬出作業マニュアル」及び「択伐作業仕様書」により、林地保全、河川汚濁防止等のための措置をとることを指導している。

### 3-4. 林業機械に用いる、燃料、オイルその他の汚染物質および農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払うこと。

#### 3-4-1/妥当である

燃料・オイル類は、関係法令及び「公社有林作業現場における油類の取扱いマニュアル」に基づき、適切な管理のもと使用している。

林業薬剤は使用していないが、やむをえず使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業公社薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、最小限の林業薬剤を使用することとしている。

### 3-5. 林道等の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払うこと。

#### 3-5-1/妥当である

対象森林の「施業指針」により「作業道・巡視道の開設においては、林道規程等の基準を遵守し、河川等の汚濁防止並びに土砂等の流出防止に努めるとともに、可能な限り木材等の生物系資材を利用し、環境への配慮に努める」とし、路線の選定にあたっては、「切盛土量が少なくなるよう地形になじんだ線形とし、大きな沢の横断、擁壁等恒久的な工作物を必要とする箇所は極力避ける」ことに努めていることを確認した。

## **基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持**

### **4-1. 経済的、社会的、生態的な持続性に配慮し、森林資源調査等に基づいた森林管理計画を作成し、適切な実行体制が整備されている。**

#### **4-1-1/妥当である**

同公社「経営方針」により、「森林整備法人としての公的役割を踏まえ、長期にわたり森林機能を維持する取り組みを進め」ており、「一斉に伐採する手法に代え、強度の間伐を繰り返すなど、伐採を分散長期化することによって、森林機能の維持と木材生産の調和を図った持続可能な森林経営をめざす」として実行に移されている。

#### **4-1-2/妥当である（向上目標付記）**

同公社「経営計画」の実行には、適切な間伐(択伐)の実施と天然更新技術の確立が不可欠であり、その認識のもとで、昨年より、天然更新の可否を予測するため、伐採跡地に複数の試験地を設けて、定点モニタリングを行っている。

また、資源状況等をより詳細に把握するため、「林業公社有林巡視要領」及び「モニタリング調査実施要領」を作成して実行に当たり、団地ごとのきめ細かな管理計画の策定に努める意向である。「

### **4-2. 伐採量は森林の機能区分別に指定された森林施業計画認定基準の範囲内であり、適正に配置されている。**

**大面積皆伐は避け、可能な箇所では、非皆伐施業を行う。また林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められている。**

#### **4-2-1/妥当である**

「経営計画」における、林業公社伐採計画の決定にあたっては、森林の公益的機能の持続的な発揮、森林資源の構成や成長量、過去の伐採実績、経済性等を踏まえながら、土地所有者の意向調査結果をもとに、収穫量を計画していることを確認した。

森林施業計画書の「森林の現況並びに伐採計画及び造林計画(以下：伐造計画)」に箇所毎の伐採方法、伐採率、伐採面積・材積、伐採予定時期を含む収穫予定表が明示されている。

#### **4-2-2/妥当である**

公社有林「経営計画」に基づく「長伐期施業体系図」及び「生物多様性を考慮した施業指針」が作成されている。

これにより、対象森林は全て「契約期間を80年とした非皆伐長伐期施業」がとられ、強度な間伐(択伐)により、下層植生を導入し、天然更新を図ることとしている。

#### **4-2-3/妥当である**

経営計画書及び森林施業計画書の伐造計画に基づいて、伐採を行っていることを確認した。

**4-3. 伐採後は計画期間内に確実に更新されていること。伐採跡地などの人工更新は、 施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていること。**

**4-3-1 / 妥当である (向上目標付記)**

同公社「造林管理簿」に契約後の全ての施業履歴が記録されていることを確認した。

同公社の長伐期施業は、既存人工林の間伐によって下層植生の生育を促し、天然林への転換を図ることを目的としている。

地域の潜在植生及び既存更新試験地での状況から見て、天然更新はおおむね良好に推移すると思われるが、天然更新の地域での事例が少ないことから、慎重を期する必要がある。

**4-3-2 / 妥当である**

対象森林の更新は、天然更新によるものとしている。

なお、確実な更新を確保するため、今年度から「長崎県広葉樹林化促進対策事業」による「母樹賦存調査」及びそれをふまえた「事業計画の作成」、「更新稚樹調査」を行っており、その調査結果をふまえて、施業指針の精度向上を図ることとしている。

更新基準については、長崎県が定めた「長崎県天然更新完了基準」を準用していることを確認した。

**4-3-3 / 妥当である**

既存の人工林には、長崎県推奨のヒキ・ササ 苗木を選定している。

過去に一部、テーダマツなどが導入された経緯はあるが、現在は外来樹種の導入は全く無い。

**4-3-4 / 妥当である**

更新完了の基準は、「長崎県天然更新完了基準」によっていることを確認した。

**4-4. 天然林についても地域の特性を考慮し適切な森林管理計画が樹立され、的確な更新施業が行われている。**

**4-4-1 / 妥当である**

既存の天然林は、人工造林当初より生立していた、カシ、シイ類等を山地崩壊防止、環境保全、水資源確保及び植栽木の保全のため、保護樹帯等として伐採せず管理してきたものであり、今後も保護樹帯として管理していく計画である。

**4-4-2 / 適用除外**

天然林の施業は計画されていない。

**4-5. 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われている。**

#### **4-5-1/妥当である**

公社有林「経営計画」に基づく「長伐期施業体系図」及び「生物多様性を考慮した施業指針」を技術指針として、適切な保育作業が行われていることを確認した。

#### **4-5-2/妥当である**

同公社「造林管理簿」に契約後の全ての施業履歴が記録されていることを確認した。

予定時期については、森林施業計画の伐造計画に明示されている。

### **4-6. 目標林型への誘導に必要な間伐が適切に計画され、間伐が的確に実行されている。**

#### **4-6-1/妥当である**

森林施業計画に基づく、伐造計画に間伐箇所と箇所毎の伐採率、数量、間伐予定時期が明示され、計画に準拠して間伐が行われていることを確認した。

#### **4-6-2/妥当である**

間伐の実行にあたっては、同公社「長伐期施業体系図」及び「生物多様性を考慮した施業指針」を技術指針とし、若齢期の保育間伐にあたっては、定性的な間伐を行い、収穫期の間伐にあたっては、3残1伐等の定量的な列状間伐を推進していることを確認した。

#### **4-6-3/妥当である**

同公社「造林管理簿」に契約後の全ての施業履歴が記録されており、各団地の現況に照らして適切な間伐が行われていることを確認した。

### **4-7. 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られ、農薬など化学物質の使用は、法令などを順守し、かつ必要最小限の用途にとどめている。**

#### **4-7-1/妥当である**

病虫獣害の防除については、「施業基準」により、森林病虫害等防除法、および鳥獣保護法の鳥獣保護事業計画に基づいて行うものとしている。

なお、やむをえず林業薬剤を使用する場合は、「林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、最小限の林業薬剤を使用することとしている。

#### **4-7-2/妥当である**

主な森林被害は、台風による風害である。

近年、五島市団地及び長崎市団地においては、シカが増加しており、造林木の剥皮被害は年々増加傾向にある。

対策として、経営林においては、防護柵の設置や造林木への枝条巻き付け等の予防策を実施していることを確認した。

#### **4-7-3 / 妥当である**

林業薬剤は使用していないが、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業公社薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、最小限の林業薬剤を使用することとしている。

#### **4-8. 山火事に対する適切な予防と被害への対処が図られている。**

##### **4-8-1 / 妥当である**

林業公社有林における巡視及びモニタリングについては、現場担当者が、各団地の巡視を行い、森林災害の被害状況並びに森林の現状を報告する体制をとっている。

森林作業による火災を起こさせないためには、委託先事業者に対して「森林作業による山火事の防止について」を遵守するよう文書で指導している。

また、林業公社で平成13年度に500枚作製した、「火の用心」の看板を各造林地林縁に設置し、啓発に努めている。

##### **4-8-2 / 妥当である**

「林業公社有林森林火災予防・消防マニュアル」及び「林業公社有林災害緊急連絡体制及び対応マニュアル」によって、地元市町、地元森林組合と連携をとって予・消防にあたっていることを確認した。

##### **4-8-3 / 妥当である**

近年、対象森林において森林火災は発生していない。

今回の対象外の平戸市木引団地個人契約林において、平成13年3月に1.02haの林野火災が発生している。罹災地の内0.7haについては同年度内に改植し、残地は保護樹帯としている。

#### **基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組**

##### **5-1. 日本の全ての法律および日本が調印した全ての国際条約や合意を遵守すること。**

###### **5-1-1 / 妥当である**

森林管理及び環境保全上必要な法令及び条例を遵守する事を確認した。

###### **5-1-2 / 妥当である**

「林野小六法」「環境六法」などの法令集が常備されており、いつでも参照できる環境が整えられている。

また、伐採届出書、保安林の伐採許可書等の合法性を担保しうる文書類が適切に保管されていることを確認した。

##### **5-2. 地域社会の法的あるいは慣習的な財産・資源などの利用権が尊重されている。**

###### **5-2-1 / 妥当である**

対象森林は、全て同公社が、分収林措置法に基づき、県内(対馬を除く13市町)市町と造林契約を締結

した分収造林地であり、入会権等の慣習的な利用権等は無いことを確認した。

#### **5-2-2/適用除外**

分収造林契約書に基づいて保全されている。

### **5-3. 管理計画の実行に当たり、雇用者、委託者や林業従事者に対して生物多様性や労働安全などに関して適切な訓練と指導を行っている。**

#### **5-3-1/妥当である (向上目標付記)**

同公社では、「林業公社有林の環境方針」及び「生物多様性の保全を考慮した施業指針」等を指導文書として、森林認証及び分別・表示に関する説明会や研修を行っていくこととしている。

#### **5-3-2/妥当である**

労働災害防止のため「林業公社有林安全衛生及び健康管理マニュアル」により、作業員に「安全作業マニュアル」の徹底を図るとともに、安全衛生及び健康管理教育を行っている。

なお、上記安全作業教育の他、「安全衛生大会」及び林業・木材産業労働災害防止協会の「安全講習会」などに積極的に参加することを指導している。

### **5-4. 従業員に対する社会保障、必要な訓練の実施、健康と安全の確保を図られている。**

#### **5-4-1/妥当である**

公社職員及び作業委託先である森林組合等の現場作業者が、法律で義務づけられた社会保険に加入していることを確認した。

#### **5-4-2/妥当である**

公社及び作業委託先である地元森林組合で、安全衛生委員会が組織化され、安全教育、安全点検、自主的安全活動が実施されていることを確認した。

なお、今後、立木販売等の入札によって選定される業者についても、安全衛生管理体制の提出を求めていくこととしている。

## **基準6 社会・経済の便益の維持及び増進**

### **6-1. 緑の循環資源として、認証林産物を多様な用途に有効活用し、地元住民や利害関係者等との連携を図り、地域経済の振興に努める。**

#### **6-1-1/妥当である**

同公社では、平成14年から「林業公社材等」(県産材)証明制度を実施しており、公社材のトレサビリティを確立してきている。

認証取得後は、上記「証明制度」登録業者のSGEC認定事業体取得を働きかけ、賛同者とともに、「持続可能な森林経営」及び、公社産材、森林認証材の普及・啓発に努めることとしている。

なお、本年 11 月に長崎市内で開催された「実り・恵みの感謝祭 2007」に SGEC 広報を目的とした公社展示コーナーを出展し、一般市民への事前の普及・啓発にも努めている。

#### **6-1-2/妥当である**

同公社では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「公社材分別・表示管理計画」を定めており「SGEC 認証森林から産出された素材、製品等とそれ以外の林産物が生産・搬出・保管・出荷の各過程で混在しないように、SGEC 認証森林から産出された材にはその論旨を明示区分して管理する」とし、需要者に適正に供給できる分別・表示管理体制を確立していることを確認した。以上のことから、素材生産・販売に関わる認定事業者としても適合していると認められる。

#### **6-1-3/妥当である**

同公社は、これまで長崎県における地元県産材利用のパイオニア的存在であり、ログハウスなど公共木造施設の建設にも携わってきている。現在建設事業は縮小しているが、独自に取り組んでいる「公社材証明制度」や林業公社「木づかいネットワーク(県内建築関係者の連携団体)」と連携して公社産材の有効利用に努めている。

### **6-2. 市民に自然に触れ合う機会/場所の提供に努めるとともに、入山者に対する環境教育、安全などへの指導および対策が整備されている。**

#### **6-2-1/妥当である**

同公社では、17 年度まで「長崎県民の森」の管理・運営を受託し自然観察教室、森林体験教室及び木工体験教室を開催してきた。

また、受託事業として、これまで県民植樹祭の開催や森林体験施設の設計・監理を行っており、その実施にあたっては、協賛等を通じて長崎県の森林環境教育の推進に寄与してきている。

なお、公社有林の一部には、九州自然歩道が設置されており、標識、案内板等が整備されていることを確認した。

#### **6-2-2/妥当である**

啓発看板を設置し、利用者に対して、山火事防止、ゴミの持ち帰り、動植物の採取など、森林でのマナーを守るように、協力を求めている。

なお、山林への不法投棄が問題化していることから、「林業公社有林での不法投棄等対応マニュアル」を作成し、適切な処置と再発防止に努めていることを確認した。

### **6-3. 森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられている。**

#### **6-3-1/妥当である**

森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林は、地元市町森林整備計画の 3 機能区分により「森林と人との共生林」としてゾーニングされており、その指針等により適切に整備

されていることを確認した。

#### **6-3-2/妥当である**

平戸市内の安満岳・上床・屏風岳団地が、西海国立公園第2種特別地域に指定されており、また、西海市大島団地の一部が保健保安林、松浦市星鹿団地が魚つき保安林に指定されている。

これら国立公園地域や保安林での施業が、指定施業要件等の基準・規範に適合していることを確認した。

#### **6-3-3/妥当である**

大規模な森林レクリエーション施設は設置していない。

平戸市安満岳団地および西海市奥浦団地内に地元自治体が整備した遊歩道が設置されている。

### **6-4. 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されている。**

#### **6-4-1/妥当である**

対象森林内に指定文化財や学術上重要な森林等はないことを確認した。

#### **6-4-2/妥当である**

平戸市安満岳団地は、平戸島唯一のアカガシ自然林とされる安満岳国有林(国立公園第1種)に隣接することから、案内板等が設置され、バッファゾーンの管理がされている。

### **6-5. 対象森林の管理・整備・利用が、地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源として貢献できるよう努めている。**

#### **6-5-1/妥当である**

同公社では、森林の二酸化炭素固定能の向上には、適切な間伐の推進と間伐材の利用率を向上が不可欠との観点から、造林作業道の整備に努めており、作業道設置の際には、支障木を土留めなどの構造物に有効利用している。

#### **6-5-2/妥当である**

長崎県環境基本指針に基づいた「林業公社有林の環境方針」を定め、温暖化防止の観点から化石燃料の使用削減に努めている。

## **基準7 モニタリングと情報公開**

### **7-1. 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを、適宜実施すること。**

モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しが行われている。

#### **7-1-1/妥当である（向上目標）**

「林業公社有林巡視要領」並びに「モニタリング調査実施要領」を定めており、巡視時及び作業完了時のチェック項目を設定している。

上記に基づき、モニタリングを継続的に実施して事例収集に当たり、長伐期施業基準及び択伐施業基準等の自己検証をはかれる仕組みを検討している。

#### **7-2. 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っている。**

##### **7-2-1/妥当である**

長崎県が特定鳥獣保護管理計画に基づいて行っている「シカ被害対策調査報告」に協力している他、同じく長崎県総合農林試験場の実施している「伐採跡地調査」等、行政・第三者機関などが行うモニタリング調査には積極的に協力している。

#### **7-3. 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されている。**

##### **7-3-1/妥当である**

同公社「造林管理簿」に、契約後の全ての施業履歴及び災害記録等のデータが記録されていることを確認した。

#### **7-4. 森林管理計画とモニタリング結果は、情報の機密性を尊重するが、その概要については一般に公開することを原則とする。**

##### **7-4-1/妥当である**

「林業公社有林におけるレッドリスト種保護に関するマニュアル」により、巡視等でレッドリスト種発見時には、「速やかに長崎県自然保護課に報告する」としている。

また「林業公社有林の環境方針」により、「林業公社有林の管理経営に関する情報は、ホームページ等において積極的に公開し、環境に配慮した木材を積極的に購入しようとする消費者に信頼される木材を供給する」としている。